

徳島県告示第十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和五年一月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	指定年月日
名称	所在地	名称	所在地		
株式会社ライフサービス	板野郡松茂町笹木野字八下三三番一	ヘルパーステーション「長生苑」	板野郡松茂町満穂字満穂開拓七九番地一	訪問介護	令和五年一月一日
合同会社SYC	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ	ペリー訪問看護ステーション	徳島市川内町大松八九一番地の五 島谷ハイツ	訪問看護	同
那賀町の未来を築く株式会社	那賀郡那賀町百合字石橋五〇番地三	デイサービス 進取の気性	同 金岡八〇番地一	通所介護	同